

* * * * *

* 定 款 *

* * * * *

公益社団法人日本奇術協会

公益社団法人日本奇術協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人日本奇術協会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(支 部)

第 3 条 この法人は、従たる事務所を理事会の決議を経て必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 この法人は、奇術に関する公演を開催するとともに、研修会等の開催により人材の育成を行うこと等により、奇術の普及振興を図り、もって我が国文化の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 奇術に関する公演の開催
- ② 奇術に関する研修会、講演会等の開催
- ③ 奇術に関する調査研究
- ④ 奇術に関する国際交流
- ⑤ 日本古来の伝統奇術の保存及び継承
- ⑥ 奇術界の発展に寄与した団体及び個人に対する顕彰
- ⑦ 奇術に関する刊行物の発行
- ⑧ その他この目的を達成するために必要な事業

2 項 この事業は本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第 6 条 この法人の構成員は次のとおりとする。

① 正 会 員

この法人の目的に賛同し、準会員を2年経過後、再度理事2名以上の推薦を受けた職業奇術師

② 準会員

この法人の目的に賛同し、理事2名以上の推薦に基づき、入会した職業奇術師

③ 賛助会員

この法人の目的に賛同し、この法人の事業を援助する個人又は法人。

④ 名誉会員

この法人に特に功労のあった者、又は学識経験者で総会の決議をもって推薦された者

2項 前項1号の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上（以下「法人法」という）の社員とする。

（会員の資格の取得）

第7条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって、会員となるものとする。

（会費）

第8条 この法人の会費は、次のとおりとする。

- ① 正会員及び準会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- ② 賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- ③ 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
- ④ この他、この事業遂行上必要に応じて応分の会費を負担するものとする。
- ⑤ 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

（退会）

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付して任意にいつでも退会届を会長に提出して退会することができる。

（除名）

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議を経て、これを除名することができる。

- ① この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。
- ② この法人の会員としての義務に違反したとき。
- ③ その他除名すべき正当な事由があるとき。

（資格の喪失）

第11条 会員は、前2条の場合の他、次のいずれかの事由に該当することにより、その資格を喪失する。

- ① 成年被後見人又は被保佐人になったとき、または破産の宣告を受けたとき。
- ② 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき。
- ③ 第8条の会費を2年以上滞納したとき。

第4章 役員及び職員

（役員）

第12条 この法人には次の役員を置く。

- ① 理事 10名以上15名以内（うち会長1名、副会長1名、常任理事1名以上3名以内。）
- ② 監事 2名又は3名

2項① この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊

の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

- ② この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（役員を選出）

第13条 理事及び監事は、総会の決議によりこれを選任し、理事会の決議により会長、副会長及び常任理事を定める。ただし会長、副会長、常任理事は正会員に限るものとする。

- 2項 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（理事の職務）

第14条 会長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行する。

- 2項 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理し又はその職務を行う。

- 3項 常任理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。

- 4項 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を決議し、職務を執行する。

（監事の職務）

第15条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- ① 法人の財産の状況を監査すること。
- ② 理事の業務執行の状況を監査すること。
- ③ 財産の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会及び総会に報告すること。

（役員任期）

第16条 この法人の理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2項 この法人の監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

- 3項 補欠又は増員により選任された理事及び補欠により選任された監事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 4項 理事又は監事は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第17条 役員は、正会員現在数3分の2以上の総会の決議により、これを解任することができる。

(役員の報酬)

第18条 理事及び監事は無報酬とする。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2項 職員は、理事会の決議により任免する。

3項 職員は、有給とする。

第5章 名誉役員、名誉会長、顧問、相談役及び参与

第20条 この法人には、名誉会長1名、名誉役員5名以内及び顧問、相談役及び参与を必要に応じて各々若干名置くことができる。

2項 名誉会長、名誉役員、顧問、相談役、参与は理事会の決議により任免し、会長が委嘱する。

3項 各役職の職務は次の通り

①名誉会長は、会長の諮問に応ずる。但し、業務運営上の職務権限は何ら有しない。

②名誉役員は、会長の諮問に応ずる。但し、業務運営上の職務権限は何ら有しない。

③顧問は、会長の諮問に応ずる。

④相談役は、理事会の諮問に応ずる。

⑤参与は、理事会の諮問事項について参考意見を述べること。

4項 2項の名誉会長・名誉役員・顧問・相談役・参与は無報酬とする。

第6章 総会

(総会)

第21条 総会はすべての正会員をもって構成する。

2項 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(総会の招集)

第22条 定時総会は毎年1回(6月)に会長が招集する。

2項 臨時総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

3項 前項のほか、正会員現在数の10分の1以上から会議に附議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4項 総会の招集は、少なくとも2週間前に、その会議に附議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第23条 定時総会の議長は、会長とし、臨時総会の議長は、会議の都度出席正会員の互選で決める。

(議決権に関する定款の条項)

第24条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の権限・議決事項)

第25条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ①事業報告及び収支決算（損益計算書）についての事項
- ②財産目録及び貸借対照表についての事項
- ③理事及び監事の選任及び解任
- ④会員の除名
- ⑤定款の変更
- ⑥その他法令で定められた事項。

(総会の定足数等)

第26条 総会は、正会員現在数の過半数の者が出席しなければ、その議事を開き決議することができない。

ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の正会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

2項 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合又は法令で定められた事項を除き、正会員である出席者の過半数をもって決する。

(会員への通知)

第27条 総会の議事の要領及び決議した事項は、会員に通知する。

(議事録)

第28条 すべての総会の議事には、議事録を作成し、議長及び出席理事2名以上が記名押印の上、これを保存する。

第7章 理 事 会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2項 理事会はすべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第30条 理事会は次の職務を行う。

- ①この法人の業務執行の決定
- ②理事の職務の執行の監督
- ③会長及び副会長並びに常任理事の選任及び解職
- ④事業計画案及び収支予算及び収支決算についての事項

(理事会の招集等)

第31条 理事会は、毎年4回会長が招集する。

ただし、会長が必要と認めるとき、又は理事より会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長はその請求のあった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2項 理事会の議長は、会長とする。

3項 会長に事故あるときは他の代表理事がこれらを行う。

(理事の定足数等)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事をのぞく理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。出席した代表理事及び監事が記名押印の上、これを保存する。

第8章 資産及び会計

(事業計画及び予算)

第34条 この法人の事業計画及び予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については会長が作成し、毎事業年度開始の日の前日までに理事会の決議を受けなければならない。これらを変更しようとする場合も同様とする。

2項 前項の書類は、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び損益計算書（正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに会員の異動状況書と共に、監事の監査報告書をつけ、理事会の承認を受けて毎事業年度終了後3月以内に定時総会の承認を受けなければならない。

2項 前項書類のほか、次の各号の書類を主たる事務所に10年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- ① 理事及び監事の名簿
- ② 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- ③ 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第36条 この法人が借入金をしようとするときは、その事業年度をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を受けなければならない。

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解散)

第39条 この法人の解散については、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定

等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第42条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第44条 この法人の主たる事務所に、次の各号の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、法令により、これ等に代る書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- ①定 款
- ②社員名簿
- ③役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- ④財産目録
- ⑤資産台帳及び負債台帳
- ⑥収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- ⑦理事会及び総会の議事に関する書類
- ⑧処務日誌
- ⑨官公署往復書類
- ⑩事業に関する重要な書類
- ⑪その他必要な帳簿及び書類

2項 前項の書類及び帳簿は、前項1号2号は常時保存し、それら以外は10年間保存しなければならない。

(附 則)

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の代表理事は末原晴幸及び土戸直哉とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項

に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。